

発行者

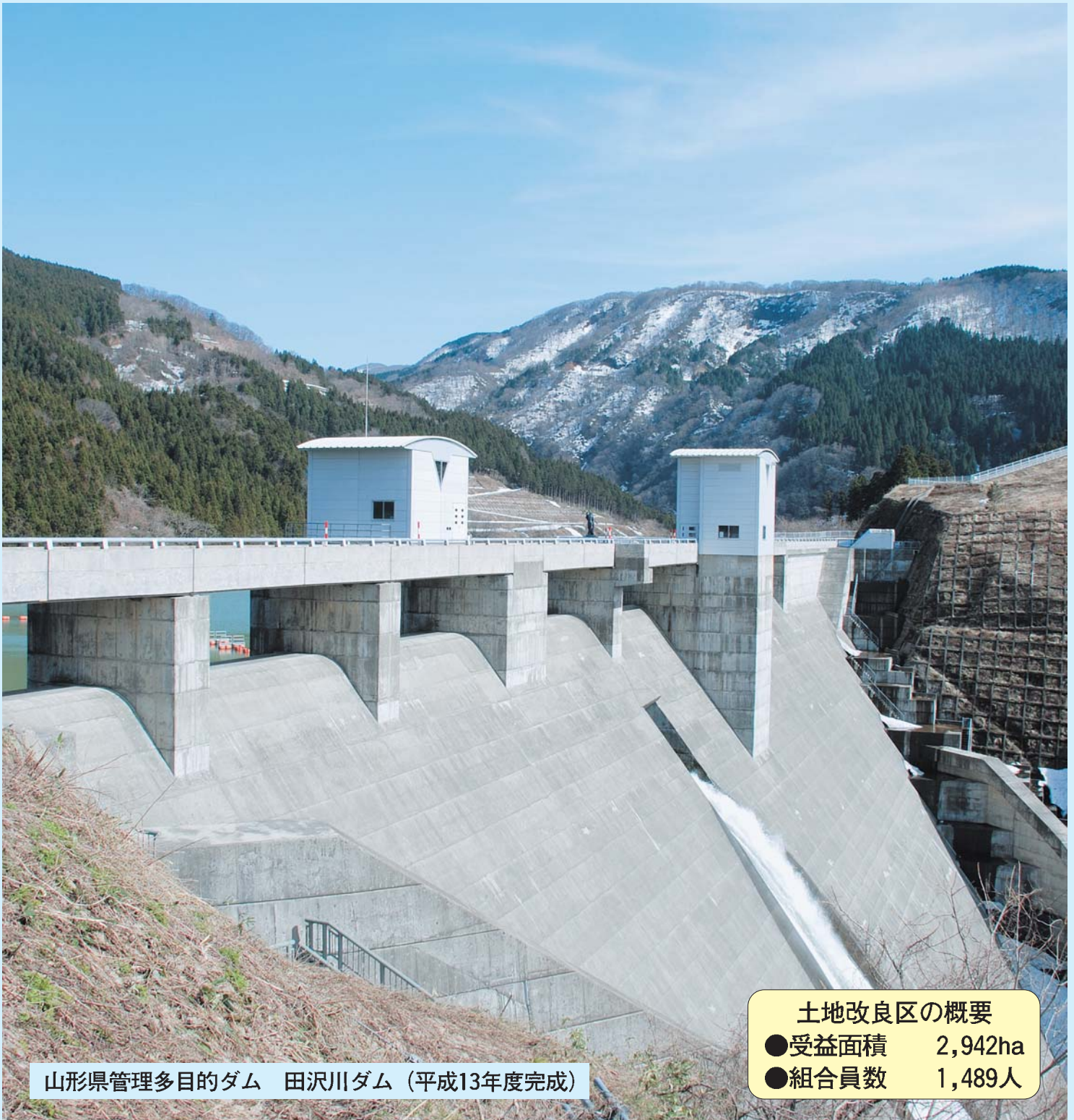
山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 佐藤 良

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>

E-mail info@o-machikou.info



土地改良区の概要

- 受益面積 2,942ha
- 組合員数 1,489人

山形県管理多目的ダム 田沢川ダム (平成13年度完成)

平成二十三年通常総代会開催

去る三月十六日に平成二十三年通常総代会が開催され
平成二十三年度補正予算案並びに平成二十四年度予算案等
全三十二議案を全員賛成で可決決定いたしました。



理事長 佐藤 良

理事長挨拶

やっと春めいた時期となり、総代の皆様には何かとお忙しい中、大町溝土地改良区平成23年度通常総代会にご出席いただきご苦勞様です。

昨日、国営最上川下流沿岸農業水利事業所の看板降納式があり、国営最上川下流沿岸農業水利事業は平成13年の着工から11年の期間を経てようやく完成することができました。今まで総代の皆様から多大なご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、ただ今総代実数40名との報告がありました。1名の総代の方の勘違いもあり経営移譲手続きを取ったために組合員資格を喪失してしまい総代の資格をなくしております。組合員資格をなくすると総代の資格をなくすることについても、皆様から理解していただきますようお願いいたします。

さて、先日の総代研修会で説明しましたが、これから提案します一般会計賦課金の230円の削減については今後更に見直し、負担軽減に繋げて行きたいと考えていますが、未納金を解決していかなければ賦課金の引き下げは困難と思えます。一つ解決すると別の未納が発生する状況であります。総代の皆様よりご協力いただき賦課金の軽減にも取り組んで行きたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

今日は提案いたします議案について慎重審議いただきまして決議いただきますようによろしくお願いいたします。本日は、どうもご苦勞様です。

平成23年度通常総代会

平成24年3月16日(金)午前9時30分より総代40名の内39名の出席の上、5番 佐藤賢一総代の議長により、平成23年度補正予算、平成24年度予算並びに、国営農業水利事業 最上川下流沿岸地区 地元負担金の繰上償還をはじめとする全32議案が審議され、全議案議決されました。

総代会における質疑応答は、次のとおりです。(抜粋)



議長 佐藤 賢一 総代

8番 土田治夫
今年度の10アールあたりの決済金はいくらか。決済金の未納金はあるのか。

総務課長

今年度は10アールあたり9万5千176円となります。なお、決済金は毎年5月に発行する広報に掲載しておりますので広報で確認をお願いします。決済金の未納はありません。未納となった場合は、地区除外はしません。

39番 上林正志
昨年夏の豪雨災害に対して災害対策費を計上しているが、本溝排水路も水が溢れ田んぼが2日間浸水し、本川集落では住宅地へも水が溢れましたが、何らかの手立ては考えられないのか。

総務課長

事前に草薙頭首工の取水門を全閉し、茨野排水機もフル稼働しましたが能力的に追いつかない状況です。平田、松山地区の山地では土砂の崩落等もあり、当区で管理する県営上堰幹線水路も土砂の崩落がありました。対策は講じていますが排水能力的に、困難な状況でした。関係行政並びに国や県へも要請を行っております。

41番 伊藤博樹

組合員より、昨年9月のフェーン現象の時に用水路に水が流れていなく、それが減収に繋がったと言われていますので、運転休止日も気象条件に合わせた柔軟な対応を要望いたします。

総務課長

柔軟な対応を行います。水利権についての課題はありますが、用水確保については、出来る限り努力したいと考えております。

38番 齋藤 一

災害復旧で、土地改良区の負担のない方策はないのか。

総務課長

土地改良区の負担が少ないものは、8割補助の国の災害対応となります。

25番 吉川幸吉

この国営事業の大町溝土地改良区の負担は何パーセントですか。

総務課長

全体の地元負担率は^{2.33}パーセントとなります。

25番 吉川幸吉

この工事の当初説明会に於いて、ほ場整備事業の負担がある中で更なる負担金の増について混乱した記憶があります。現在は一般会計賦課金の中より積立を行って繰上償還するとの説明でしたが、負担方法について当初から丁寧な説明があれば良かったと思います。事業が完成し良かったと思います。

総務課長

過去の説明不足についてはお詫びいたします。

当土地改良区はこの度の繰上償還は、土地改良区の財源を一時的に流用し償還する事となりますが、将来的には一般会計賦課金より、流用した財源へ戻し入れを行うこととなります。

18番 齋藤誠一

前年度と比較して事務費の需用費の図書費及び追録代と維持管理費の管理費の件費が大幅に減額となった理由を説明して下さい。

総務課長

保有の六法等の法令書籍をインターネットの閲覧に変更し、経費削減を図りました。また、職員の人件費は、前年度対比で2名の減員となり大幅に減額となっております。

18番 齋藤誠一

一般会計の予算を見た場合人件費の削減が組合員の負担軽減に繋がってきます。賦課金でまかなう人件費の比率が^{57.9}パーセントから今年度は^{53.4}パーセントと低くなり、今年度は経営努力をしたということは評価できると思います。

18番 齋藤誠一

土地改良法第42条に定められている、未納金は土地に付いてゆく事は今も変わりないか。

総務課長

変わりありません。

18番 齋藤誠一

未納対策の中で、組合員が死亡した場合の対応はどのようにするのか。

総務課長

組合員が死亡し3ヶ月を過ぎれば相続放棄はできなくなりますので、相続人が新組合員として承継していただくこととなります。

18番 齋藤誠一

組合員の変更手続きは届出ですが、問題のある方については積極的に進めるべきだと思いますので要望します。

総務課長

ただいま要望のありました組合員の資格得喪について、新年度からは未納が発生しないような対応として、受委託の資格得喪手続きの際に、未納が生じた時は耕作者よりも責任を負っていただく旨の書面の提出をお願いいたします。これは山形県の指導も受けており、理事会でも内容確認済みです。また、今までの未納金については、耕作者と所有者双方で個別に協議していただきます。

18番 齋藤誠一

土地改良区の未納金対策は大問題となっており、今までのあいまいな考え方ではいけないという事です。法的な関係は顧問弁護士を通して対処することの検討を要望します。



平成23年度 通常総代会

平成23年度

支溝代表者会議の開催

去る3月22日(木)に支溝代表者会議が開催され、活発な協議をいただき平成24年度計画が決定されました。



支溝代表者 会議

支溝代表者の変更のお知らせ

南幹線支溝(大町 地区選出)

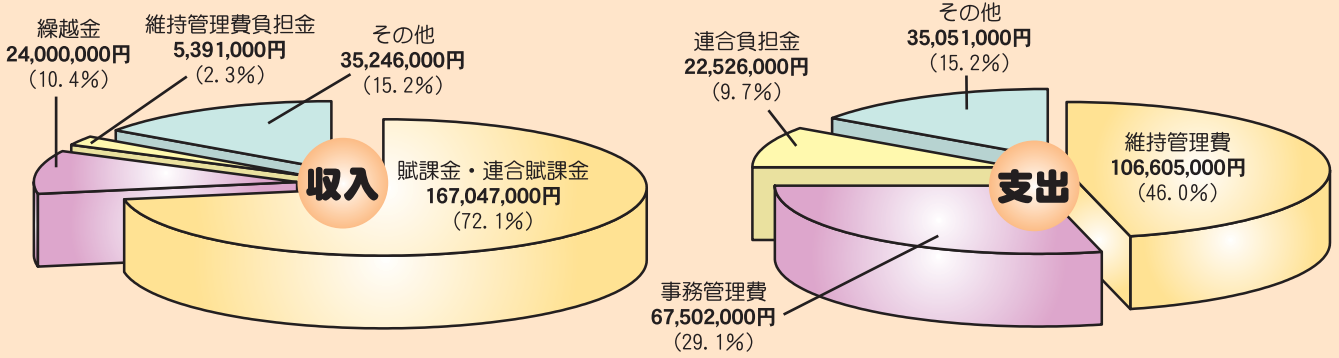
変更前 佐藤 正樹
変更後 高橋 輝明



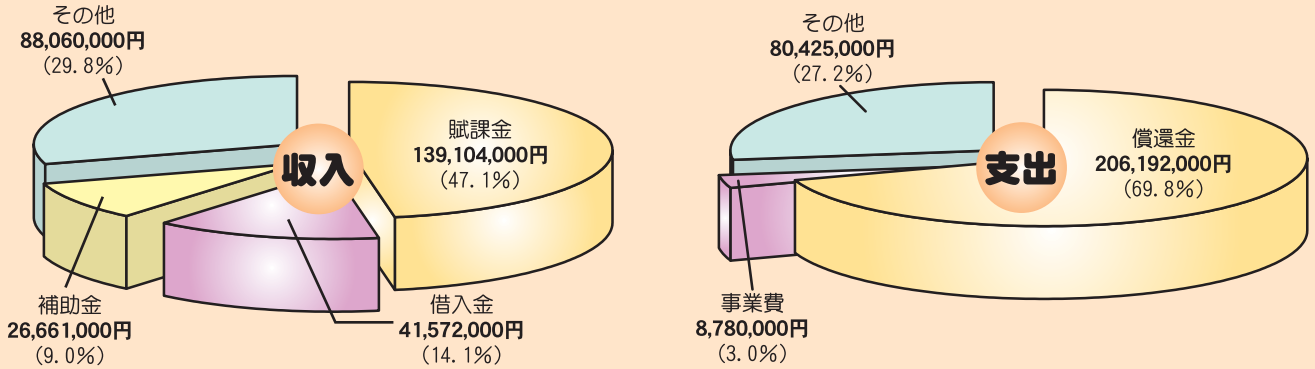
南幹線支溝 副
高橋 輝明
(大町)

☆平成24年度予算 全体総額 979,456,000円

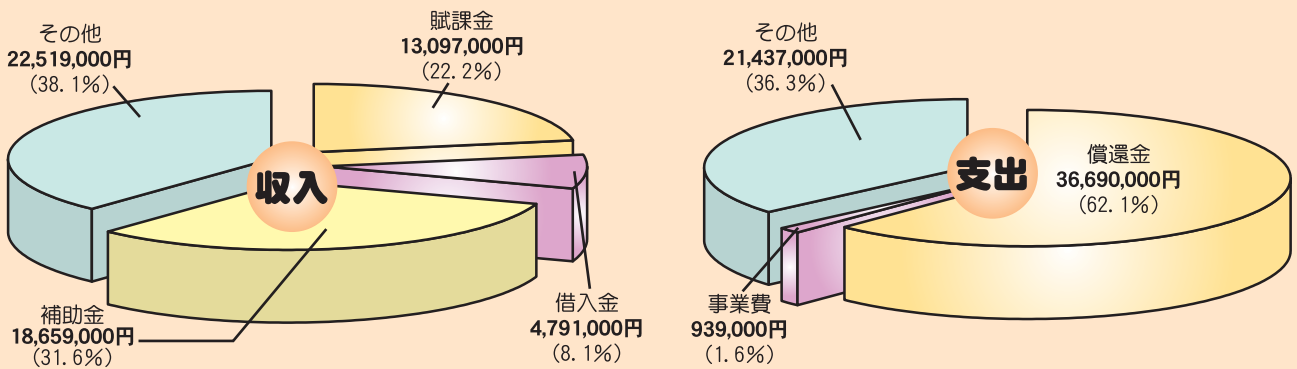
☆一般会計予算 総額 231,684,000円(100%)



☆県営土地改良事業特別会計予算 総額 295,397,000円(100%)



☆団体営土地改良事業特別会計予算 総額 59,066,000円(100%)



単位(千円)

その他の特別会計予算	特別会計名	予算額
	担い手育成支援事業	9,719
	緊急支援事業	35,601
	役員退任慰労金積立金	2,752
	地区除外決済金積立金	100,340
	土地改良事業積立金	155,466
	職員退職給与金積立金	72,533
	準備基金積立金	16,898
	合計	393,309

平成24年度 賦課金

一般会計賦課金は、前年度より230円減額の

10aあたり**5,750円**となっております。

1. 一般会計賦課金

区 分	賦 課 金	1 期	2 期
		納入期限 平成24年4月25日(水)	納入期限 平成24年10月30日(火)
	円/10a	円/10a	円/10a
経 常 賦 課 金	4,900	2,410	2,490
最上川連合賦課金	850	590	260
合 計	5,750	3,000	2,750

2. ほ場整備事業等償還賦課金 納入期限 平成24年10月30日(火)

区 別	地 区	面 積	金 額	徴収率	賦課基準
団 体 営	南 田 沢 第 二	18.5ha	540円	100%	田 10a 当り
	上 郷 溝	135.6ha	0円	—	—
	石 名 坂	36.0ha	0円	—	—
	山 寺	71.4ha	15,145円	98%	土地10a 当り
	飛 鳥	48.0ha	5,030円	99%	田 10a 当り
県 営	排 特 飛 鳥	48.0ha	1,295円	99%	田 10a 当り
	内 郷	372.1ha	6,735円	97%	土地10a 当り
	山 元	229.5ha	0円	—	—
	南 平 田	178.2ha	4,155円	99%	土地10a 当り
	西 平 田	田 337.7ha	13,645円	98%	田 10a 当り
		畑 3.2ha	8,190円	98%	畑 10a 当り
	中 平 田 南	田 145.8ha	12,670円	98%	田 10a 当り
		畑 2.0ha	7,600円	98%	畑 10a 当り
	大 正 溝	123.3ha	13,420円	96%	土地10a 当り
	砂 越	田 138.1ha	11,330円	97%	田 10a 当り
畑 1.9ha		6,800円	97%	畑 10a 当り	
中 平 田 西	113.4ha	8,485円	99%	土地10a 当り	
飛 鳥 砂 越	38.3ha	6,425円	99%	土地10a 当り	

※平成21年度に取り組んだ緊急支援事業の助成により、前年度よりほ場整備事業償還賦課金額が下がった地区があります。また、団体営 上郷溝地区と石名坂地区、県営 山元地区は緊急支援事業の助成を受けている期間は賦課金の徴収を行いません。

なお、県営 中平田東地区は平成23年度で償還が完了しました。

☆農地を転用する場合の手続き（農地転用等の通知）

※農地転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への 記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、 地区除外となる。

公共事業による農地の買収があった時は、大町溝 財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

農地転用等の手続きの用紙は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 小松・高橋まで

平成24年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に納入していただくこととなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)が必要となる地区がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

◎一般決済金

区 分	平成24年度(円/10a)
維持管理関係	75,326
国営事業関係	13,919
合 計	89,245

畑の決済金は、地区によって田と同額の場合と差がある場合があります。

◎ほ場整備事業地区決済金

区 分	地 区 名	平成24年度(円/10a)
団体営	上郷溝地区	11,313
	石名坂地区	10,584
	飛鳥地区	44,136
	山寺地区	87,615
県 営	内郷地区	21,742
	山元地区	19,347
	南平田地区	15,595
	西平田地区	75,495
	西平田地区畑	45,298
	中平田南地区	145,772
	中平田南地区畑	87,464
	大正溝地区	129,210
	中平田西地区	66,109
	砂越地区	102,975
	砂越地区畑	61,785
	飛鳥砂越地区	13,431

平成23年度納期限内完納団体表彰

平成23年度一般会計賦課金1期、2期とほ場整備事業償還賦課金の全てを納期限内に完納した52団体に対し、平成24年5月29日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度です。今回表彰されなかった団体につきましても団体内で相談していただき納期限内に完納となるようにお願いします。

平成23年度納期限内完納団体表彰名簿

(単位：円)

団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金
松山支店管内		平田中央支店管内		砂越 4	7,000	熊手島	42,000
荒興野	6,000	山谷	14,000	砂越 5	4,000	大野新田	18,000
成沢	13,000	山谷新田	4,000	田沢	9,000	勝保関(上)	11,000
上大川渡	11,000	榑橋	27,000	円道	1,000	土崎	18,000
下大川渡	12,000	中野目	21,000	19 団体	209,000	大多新田	10,000
白ヶ沢	13,000	桜林興野	13,000	東平田支店管内		11 団体	202,000
山寺川先	20,000	桜林	16,000	金生沢	6,000	酒田支店管内	
山寺仲町	12,000	石橋	12,000	横代	1,000	浜田	1,000
土漕	16,000	泉興野	5,000	2 団体	7,000	大町	16,000
上茗ヶ沢	3,000	堀野内	18,000	中平田支店管内		四ツ興野	14,000
上北目	13,000	三之宮	7,000	大槻新田	1,000	大宮	40,000
小見	14,000	飛鳥 1	8,000	手蔵田	58,000	遊摺部	53,000
下餅山	11,000	飛鳥 2	7,000	熊野田	3,000	5 団体	124,000
上竹田	6,000	飛鳥 4	2,000	荻島	1,000	庄内町管内	
石名坂	14,000	飛鳥 5	21,000	本川	14,000	榎木	2,000
14 団体	164,000	砂越 1	13,000	茨野小牧新田	26,000	1 団体	2,000
合 計		52団体		708,000			

重要な お知らせ

平成22年度からの納期限内完納団体表彰については、一般会計賦課金1期、2期とほ場整備事業償還賦課金の全てを、納期限内に完納となった団体を表彰することに変更となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

各ほ場整備事業地区の償還金年次計画の状況についてのお知らせ

次の事項にご注意の上、
ご覧下さい。

◎共通事項

☆地区面積は、平成24年4月1日現在の田の面積を表しております。平成24年度以降、転用(地区除外)が発生した場合は、償還金に変更が生じます。

◎緊急支援事業対象

上郷溝・石名坂・山元・飛鳥・山寺・大正溝地区については、緊急支援資金の今後の助成予定額となっております。
その他の地区は緊急支援事業の助成は終了しておりますが、南平田・砂

☆担い手育成資金及び平準化資金は、緊急支援事業取り組みによる変更計画書の数値を使ってあります。なお、平成23年度の転用による変更は反映されておりません。

◎担い手育成支援事業対象

西平田地区と中平田南地区がこの事業の対象となります。

◎上郷溝・石名坂・山元地区

この3地区は緊急支援事業の助成を受けている期間は、ほ場整備事業

償還賦課金の徴収を行いません。

☆平成23年度までの緊急支援事業の収入実績に基づき、昨年度の償還計画が変更となった地区もあります。また、記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区
☎023415212350
総務課 小松・高橋

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H25	4,528	-4,528	0
H26	3,278	-3,278	0
H27	1,972	-1,972	0
H28	806	-806	0
計	10,584	-10,584	0

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H25	4,720	-4,720	0
H26	3,459	-3,459	0
H27	2,146	-2,146	0
H28	988	-988	0
計	11,313	-11,313	0

南平田地区 178.2ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援積立金	総計
H25	4,460	-2,752	1,708
H26	3,410	-2,752	658
H27	2,236	-2,236	0
H28	1,240	-1,240	0
H29	669	-669	0
H30	292	-292	0
計	12,307	-9,941	2,366

山元地区 229.5ha (単位：円/10a)			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
H25	6,013	-6,013	0
H26	4,954	-4,954	0
H27	3,786	-3,786	0
H28	2,654	-2,654	0
H29	1,534	-1,534	0
H30	405	-405	0
計	19,346	-19,346	0

飛鳥砂越地区 38.3ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	緊急支援積立金	総計
H25	6,797	-493	6,304
計	6,797	-493	6,304

中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)			
年度	償還金	緊急支援積立金	総計
H25	8,849	-504	8,345
H26	8,849	-504	8,345
H27	8,849	-504	8,345
H28	8,849	-504	8,345
H29	8,849	-504	8,345
H30	8,849	-504	8,345
H31	8,849	-507	8,342
計	61,943	-3,531	58,412

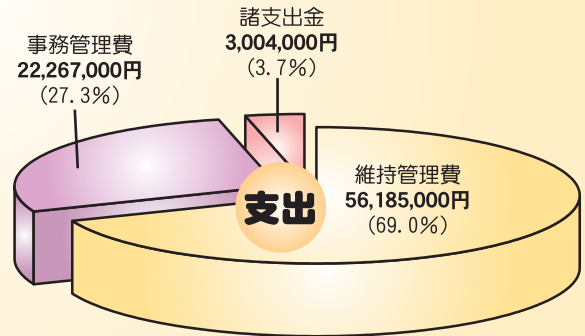
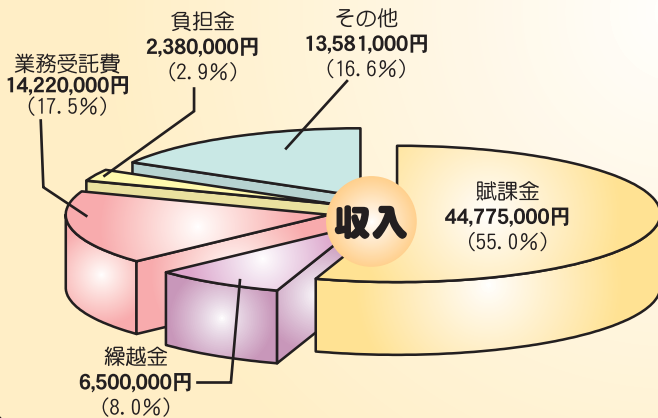
大正溝地区 123.3ha (単位：円/10a)					山寺地区 71.4ha (単位：円/10a)					飛鳥地区 48.0ha (単位：円/10a)				
年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計	年度	償還金	平準化 資金	緊急支援 資金予定	総計
H25	15,054	3,682	-4,631	14,105	H25	11,179	9,706	-6,919	13,966	H25	585	9,542	-6,896	3,231
H26	15,054	3,277	-4,225	14,106	H26	6,812	8,655	-5,532	9,935	H26		8,396	-5,750	2,646
H27	15,054	2,855	-3,804	14,105	H27	2,234	7,633	-4,258	5,609	H27		7,188	-4,646	2,542
H28	15,054	-949		14,105	H28	594	6,485		7,079	H28		5,854		5,854
H29	15,054	-949		14,105	H29		5,266		5,266	H29		4,417		4,417
H30	15,054	-949		14,105	H30		3,950		3,950	H30		2,875		2,875
H31	15,054	-535		14,519	H31		2,549		2,549	H31		1,208		1,208
H32	15,054	-535		14,519	H32		2,059		2,059	H32		583		583
H33	13,629	884		14,513	H33		1,429		1,429	H33		42		42
H34		3,755		3,755	H34		658		658					
計	134,061	10,536	-12,660	131,937	計	20,819	48,390	-16,709	52,500	計	585	40,105	-17,292	23,398

砂越地区 138.1ha (単位：円/10a)				内郷地区 372.1ha (単位：円/10a)			中平田南地区 145.8ha (単位：円/10a)					西平田地区 337.7ha (単位：円/10a)				
年度	償還金	緊急支援 積立金	総計	年度	平準化 資金	総計	年度	償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計	年度	償還金	平準化 資金	担い手 育成資金	総計
H25	12,146	-581	11,565	H25	5,974	5,974	H25	17,721	-2,271	-3,354	12,096	H25	18,490	-4,951	-498	13,041
H26	12,146	-581	11,565	H26	5,160	5,160	H26	17,721	-2,631	-2,987	12,103	H26		7,666		7,666
H27	12,146	-581	11,565	H27	4,214	4,214	H27	17,721	-3,012	-2,606	12,103	H27		7,009		7,009
H28	12,146	-581	11,565	H28	3,123	3,123	H28	17,721	-3,406	-2,211	12,104	H28		6,264		6,264
H29	12,146	-581	11,565	H29	2,032	2,032	H29	17,721	-3,821	-1,800	12,100	H29		5,399		5,399
H30	12,146	-581	11,565	H30	1,062	1,062	H30	17,721	-4,242	-1,375	12,104	H30		4,433		4,433
H31	12,146	-581	11,565	H31	177	177	H31	17,721	-4,684	-934	12,103	H31		3,715		3,715
H32	5,746	-581	5,165				H32	17,721	-5,146	-475	12,100	H32		3,335		3,335
H33	4,355	-581	3,774				H33		5,445		5,445	H33		2,858		2,858
H34	2,689	-581	2,108				H34		5,370		5,370	H34		2,276		2,276
H35	1,108	-588	520				H35		5,051		5,051	H35		1,192		1,192
							H36		4,670		4,670					
							H37		4,235		4,235					
							H38		3,739		3,739					
							H39		3,168		3,168					
							H40		2,515		2,515					
							H41		1,781		1,781					
							H42		952		952					
計	98,920	-6,398	92,522	計	21,742	21,742	計	141,768	7,713	-15,742	133,739	計	18,490	39,196	-498	57,188

最上川下流右岸土地改良区連合 平成24年度予算

平成24年3月19日(月)午前10時より平成23年度通常総会が開催され平成23年度補正予算案並びに、平成24年度予算案等、全11議案が議決されました。

☆ 一般会計 総額 81,456,000円



平成24年度 最上川下流右岸 土地改良区連合 予算総括表	単位 (千円)	
	会 計 名	予算額
	一般会計	81,456
	自動車償却及び購入基金特別会計	473
	職員退職給与金特別会計	12,517
	褒賞金特別会計	415
	事務所整備資金特別会計	374
	財政調整資金特別会計	43,758
計	138,993	

平成24年度 最上川下流右岸土地改良区連合

事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地
(大町溝土地改良区事務所内)
TEL0234-52-3586 FAX0234-52-3584
E-mail:moren@agate.plala.or.jp
URL <http://www15.plala.or.jp/moren/index.htm>

総務課長
(兼)管理係長
齋藤 博

庶務係長
(兼)会計主任
住石 二美

管理係 施設管理技士 施設管理人
佐藤 優典 佐藤 貴久

賦課金の納入と納期限内完納団体表彰基準のお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、賦課金は大変重要です。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。土地改良区といたしましても未納を容認することはできなく、納入いただくよう分割納入等の様々な対応を個別に行わせていただいております。何もご連絡がないままに未納されますと税金と同様に、国税徴収法に準じて差し押さえ、公売等の滞納処分が執行されることとなりますので、大町溝土地改良区 会計課まで必ずご連絡下さるようお願いいたします。

ほ場整備事業償還賦課金の未納対策として、平成22年度からの納期限内完納団体表彰については、一般会計賦課金1期、2期とほ場整備事業償還賦課金の全てを、納期限内に完納となった団体を表彰対象とすることに理事会で決定されておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

連絡先 大町溝土地改良区 会計課(☎52-2350)まで

こんな時は届け出をお願いします

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き（組員資格得喪届）

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
①新現資格者双方の 印鑑 ②から⑤の いずれかの書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 もしくは 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新資格者の 印鑑 ②または③の 書類の写しを添付 ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ※死亡年月日を明記 (現資格者の印は不要)	①新現資格者双方の 印鑑 ②または③の 書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の 印鑑 ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第18条の確認通知書 (合意解約)の写し添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、**住所変更届**の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、**賦課金引落とし口座番号変更届**(通帳印が必要)の提出が必要。
- ・農地の分合筆した場合も 大町溝土地改良区 財務係までお知らせ下さい。

農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 小松・高橋まで



水難事故防止にご協力下さい!

子供の水難事故防止のために、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々、自治会、学校、保育園等のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。

水路へゴミを捨てないで下さい!

通水に支障がありますご協力をお願いします



大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

(電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔設置・管類の地下埋設・広告物、街灯等・橋梁等・駐車場)

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

◎使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)

◎浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

平成24年度研修等のご案内



大町溝土地改良区では、地域単位や学校での現地研修や出前授業等を随時お受けしますので、ご連絡下さい。

(例) 草薙頭首工・中央管理所・大町溝資料館
出前授業・・・etc

☎0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 庶務係 久松
E-mail hisamatu@o-machikou.info

揚水所の職員について

昨年度より最上川下流右岸土地改良区連合施設の草薙頭首工、中央管理所、導水管線用水路並びに、一部の揚水所の施設管理業務を受託しております。

受託に伴い、最上川下流右岸土地改良区連合施設と大町溝土地改良区施設を一体的に管理するために、現場職員の併任を実施しております。

これらにより大町溝土地改良区管内の各揚排水所へ最上川下流右岸土地改良区連合の現場職員も勤務しておりますので、ご理解とご指導をお願いします。



併任職員による施設の操作

平成23年度で退職された職員のお知らせ

組合員並びに関係団体の皆様には大変長い間お世話になりました

会計課長 長谷部 司

財務係長 水落 忠七

管理係 阿部 香奈

長い間大変ご苦労様でした
今後益々のご活躍とご健康をお祈りします

新職員の紹介

4月1日付け新採

総務課 庶務係
管理課 管理係(兼務)

えん どう み ゆ
遠 藤 未 侑

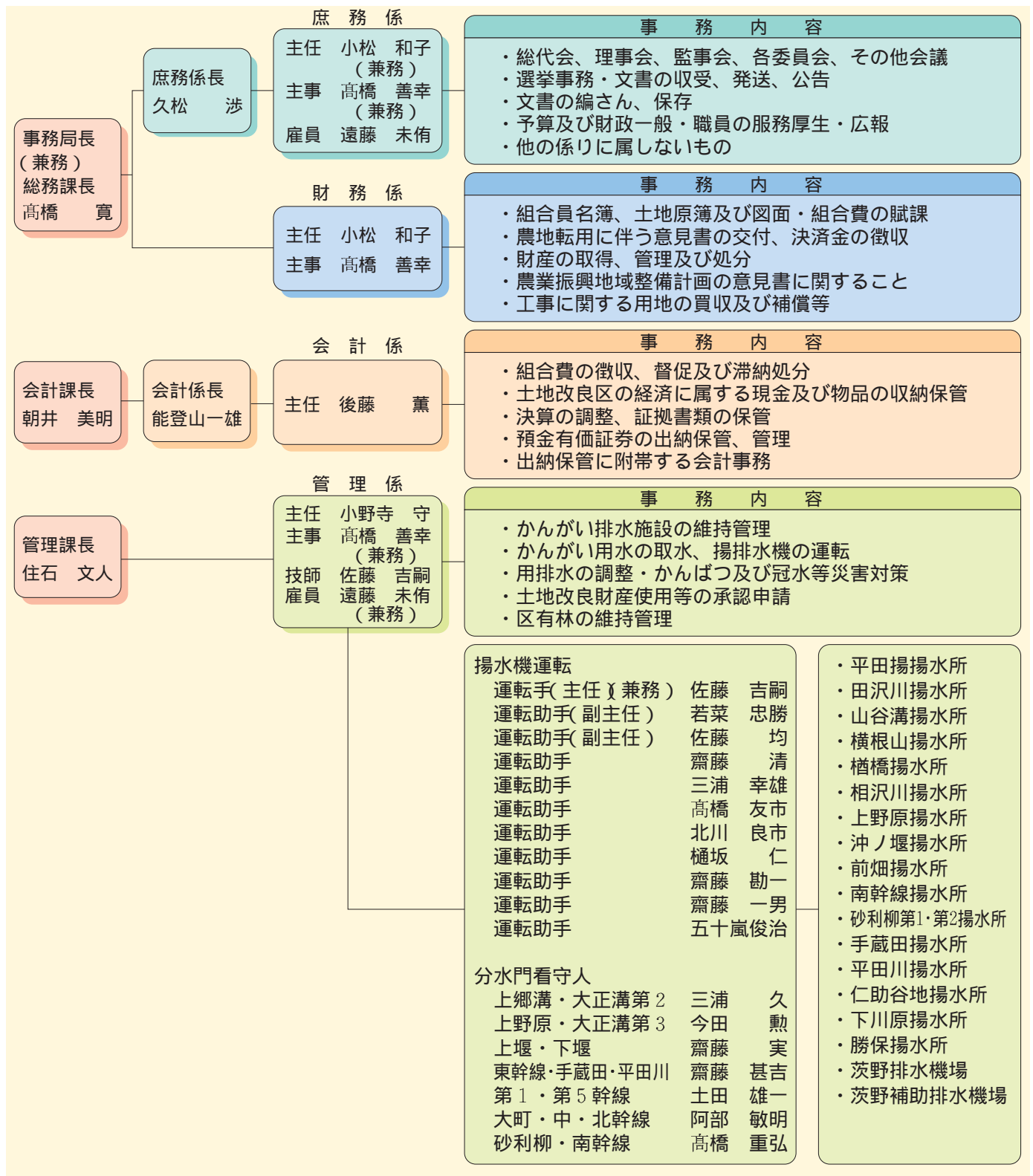
酒田市生石 在住



よろしくお祈りします

平成24年度大町溝土地改良区事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地 TEL0234-52-2350 FAX0234-52-3515



休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水機場 TEL0234-52-3244 茨野排水機場 TEL0234-24-4741

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して下さい。